

一 般 廃 棄 物 処 理 計 画
(平成 24 年度)



富 山 県 滑 川 市

目次

第1章 はじめに

1. 1	計画策定の趣旨	P-2
1. 2	対象地域	P-3
1. 3	対象廃棄物	P-3
1. 4	計画の期間	P-3
1. 5	将来の指標	P-3
1. 6	計画の位置づけ	P-3

第2章 ごみ処理基本計画

2. 1	ごみ発生量の推移	P-4
2. 2	ごみ発生量の今後	P-4
2. 3	ごみ処理体制	P-5
2. 4	ごみ減量化・資源化	P-6
2. 5	ごみ収集・運搬	P-9
2. 6	ごみ処理及び処分	P-11
2. 7	ごみ処理費用	P-13

第3章 生活排水処理基本計画

3. 1	水環境に関する状況	P-15
3. 2	生活排水の処理計画	P-15
3. 3	生活排水処理の現状	P-15
3. 4	し尿処理施設の現状と今後	P-15
3. 5	生活排水の処形態別内訳	P-16
3. 6	生し尿・浄化槽汚泥の収集体制及び発生量	P-16
3. 7	生し尿・浄化槽汚泥の処理施設	P-17
3. 8	生活排水処理の目標	P-18
3. 9	効率的な収集運搬計画	P-20
3. 10	資源化計画及び最終処分計画	P-20
3. 11	し尿等処理費	P-21

第1章 はじめに

1. 1 計画策定の趣旨

(1) ごみ処理基本計画

日本の経済社会の仕組みとして、より良い品物をより安い価格で消費者に届けることを命題とし、また経済社会は常に右肩上がりに拡大をし続けることができると想定しつつ、いつしか大量生産・大量販売・大量消費の社会を築き、その恩恵としてわれわれは、ものが豊かで便利な社会生活を営むことができるようになりました。しかし、これらの物を作るには、大量のエネルギーや大量の天然資源を消費し、結果として大量の廃棄物を生み出す社会を創ってしまいました。今日これらの廃棄物が、私たちの標榜する安全・安心な社会の構築を阻む存在になりつつあります。また、エネルギーの大量消費は、地球温暖化の要因と指摘されており、これに伴うと疑われる気象変動による自然災害の発生がみられるようになってきています。

私たちはこのような社会構造から脱却し、環境への負荷を低減する「循環型社会」の形成に向けけた取り組みが必要とされ、これらの課題に取り組むため中長期的な基本方針を示すことが求められています。

この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市民、事業者、行政が一体となり循環型社会の形成に向けた取り組みのための基本的・長期的な方向性について策定するものです。

(2) 生活排水処理基本計画

工場・事業所の排水については法の整備によって規制されてきましたが、一般家庭から排出される生活雑排水による環境への負荷が問題となってきています。本市の下水道事業は、昭和54年10月に着手以来鋭意整備し、平成2年3月に滑川市浄化センターを供用開始し、平成23年度で下水道普及率は59.5%（20,043人）となっています。これまで事業認可区域1,240haのうち772ha（62.3%）が完了しており、施設整備完了地域における下水道への早期接続が重要となっています。

一方、生し尿及び浄化槽汚泥の処理量は下水道の普及に伴い減少に転じており、生し尿の処理量は平成8年度で6,530k1であったものが、平成23年度では1,932k1（▲70%）と大きく減少しています。浄化槽汚泥の処理量についても平成19年度の7,608k1を最高に、平成23年度では6,673k1（▲12%）と減少しています。生し尿・浄化槽汚泥の処理合計量は、平成8年度で11,731k1であったものが、平成23年度では8,605k1（▲27%）となっています。

生し尿及び浄化槽汚泥は滑川市衛生センターで処理してきましたが、施設の老朽化に伴い施設の更新を検討したところ、市が単独で施設を更新することは経済的に不利との結論で、新たに平成21年4月に富山地域衛生組合に加入し、平成26年4月から同組合

が設置する中部衛生センター(上市町稗田1番地)の施設で処理する予定としています。

この計画においては、滑川公共下水道事業計画や循環型社会形成推進地域計画等を踏まえて、将来の生活排水の処理形態別人口を予測し、目標年度における水洗化・生活雑排水処理率を示すとともに、「水循環系の健全性の確保」を目指して、住民と協働して計画が達成できるよう取り組むこととしています。

1. 2 対象地域

本計画の対象地域は、滑川市の全域とします。

面積 54.61 km²

1. 3 対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1. 4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とするが、国の方針に基づいて概ね5年ごとに見直しを行い、状況の著しい変化があれば随時見直しを行うものとします。

1. 5 将来の指標

滑川市の人口の推移をみると、平成2年の31,355人から順次増加が見られ平成16年の34,321人を最高に平成24年12月末で33,672人となっていますが、市の総合計画によれば平成32年値を34,000人としていることから、本計画においてもこの人口を基本として10年後の人口見込みを34,000人とします。

表-1 滑川市人口の推移及び見込

(単位：人)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成33年度見込
人口	34,107	33,900	33,913	33,912	33,886	33,706	34,000

※各年3月31日現在の人口

1. 6 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、市の廃棄物行政に係る基本計画と位置づけ、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を適正に行うための計画とします。

第2章 ごみ処理基本計画

2.1 ごみ発生量の推移

本市の人口は、表-1のとおり平成16年度の34,321人を最高に減少傾向に推移しており、本市のごみ発生量は、平成18年度で12,708tであり平成23年度では12,037t(▲5.3%)となっています。

ごみ発生量(過去6年間)に関しては表-2のとおりであり、今後のごみ量の推移としては、資源ごみ量が増加し、ごみ全体量としてはおおむね横ばいに経過すると見込まれます。

表-2 ごみ発生量(過去6年間) (単位: t)

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
可燃ごみ (富山地区広域 圏クリーンセンター)	生活系ごみ	7,041	6,920	6,898	6,618	6,597	6,678
	事業系ごみ	2,066	2,025	1,909	1,909	2,011	1,947
	計	9,107	8,945	8,807	8,527	8,608	8,625
不燃ごみ (富山地区広域圏リサイクルセンター)		715	568	499	448	418	417
資源ごみ	生活系ごみ	1,889	1,908	1,801	2,129	1,988	1,977
	事業系ごみ	997	894	945	851	955	1,018
	計	2,886	2,802	2,746	2,980	2,943	2,995
合計		12,708	12,315	12,052	11,955	11,969	12,037
リサイクル率		22.7%	22.8%	22.8%	24.9%	24.6%	24.9%

生活系ごみ合計	9,645	9,396	9,198	9,195	9,003	9,072
事業系ごみ合計	3,063	2,919	2,854	2,760	2,966	2,965

2.2 ごみ発生量の今後

生活系ごみの発生量は、平成18年度からの推移をみると減少傾向を辿っています。これは、不況による消費の落ち込みによる部分も考えられますが、市民が必要以外の物を購入しないと言うリデュースや、ごみを少しでも減らしてリサイクルに努めるという考え方が定着したことによるものと考えられます。今回の推計に当たっては直近で発生量が少なかった平成22年度の人口一人当たり排出量約265kgを基本に、平成33年度見込み人口34,000人を乗じて得られる約9,000tを平成33年度の発生量とします。

事業系ごみ発生量については、平成21年度まで減少傾向であったが、平成22、23年度で増加傾向となっていることから、平成18年度から平成23年度までのごみ発生量の平均約2,900tを平成33年度の発生量とします。

また、ごみ発生量のうち資源ごみ量については、市民、事業者のリサイクル意識・環

境保全・カーボンニュートラルの意識の浸透に伴って毎年向上しており今後も向上すると考えられることから、平成 23 年度のリサイクル率は 24.9%であるが、平成 33 年度の目標を、平成 23 年度資源ごみ量の 8.5%増の 3,250t とし、リサイクル率を 27.3%とします。

平成 33 年度の各項目のごみ発生予測量は、表-3 のとおりとし、ごみ総排出量を 11,900t 見込み、平成 23 年度排出量の 1.1%の削減を目指すこととします。

表-3 平成 33 年度ごみ発生予測 (単位：t)

項 目	可燃ごみ		不燃 ごみ	資源ごみ		合 計	リサイ クル率
	生活系ごみ	事業系ごみ		生活系ごみ	事業系ごみ		
平成 23 年度	6,678	1,947	417	1,977	1,018	12,037	24.9%
平成 33 年度	6,440	1,800	410	2,150	1,100	11,900	27.3%
比較増(%)	▲3.6	▲7.6	▲1.7	8.8	8.1	▲1.1	

項 目	平成 23 年度	平成 33 年度 (見込)	比較増(%)
可燃ごみ合計	8,625	8,240	▲4.5
不燃ごみ合計	417	410	▲1.7
資源ごみ合計	2,995	3,250	8.5
生活系ごみ合計	9,072	9,000	▲0.8
事業系ごみ合計	2,965	2,900	▲2.2

2. 3 ごみ処理体制

可燃ごみは、昭和 32 年から野町地内のじん芥焼却場で処理を開始し、その後、昭和 42 年に高塚地内にじん芥焼却場を更新し、処理を行ってきました。昭和 50 年代までは高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費を背景として、ごみ量が急激に増加し、それらを適正に処理するため収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開してきました。昭和 60 年以降は、環境保全と資源の有効利用の必要性から、ごみの減量化や資源化を推進してきています。平成 4 年度から、ごみ自家処理器購入補助制度や資源回収団体（PTA、婦人会等各種団体）に対する報奨金制度を実施しているほか、平成 8 年度からは、びん類及びカン類を、平成 9 年度から容器包装リサイクル法の施行によりペットボトルを、それ以外の容器包装については平成 12 年度から資源ごみとして分別収集を行い、現在はペットボトル・空きびん等 12 種類の分別収集を、実施しています。

平成 14 年 12 月 1 日からのダイオキシン類の排出規制強化に伴い、高塚地内のじん芥焼却場を閉鎖し、その後の可燃ごみの処理は富山地区広域圏事務組合が設置運営する富山地区広域圏クリーンセンター(立山町)で焼却処理をしています。平成 21 年度からは、従来のごみ収集体制を大幅に見直して市民が収集日を把握しやすいよう、ごみの種類毎（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）に曜日を決め、地区単位ごとに収集を実施しています。

焼却灰等の埋立地として、昭和 62 年に荒俣地内に一般廃棄物の最終処分場を設置し、

平成 18 年 2 月まで稼働しました。その後、施設を廃止し、平成 23 年 3 月に施設を閉鎖したところです。

不燃ごみは、富山地区広域圏リサイクルセンター（富山市）で処理・リサイクルを行っています。

2. 4 ごみ減量化・資源化

① 基本方針

- 近年、地球温暖化が大きな問題となっていることから、3R（リユース、リデュース、リサイクル）を中心にごみの減量化を実施することで地球温暖化防止に努める。
- 家庭系廃棄物については、近年減少傾向にあるがライフスタイルの見直しに対する普及啓発を進めることにより更なる発生抑制に努める。
- 事業系一般廃棄物については、オフィスリサイクル・商店街リサイクルの推進、事業系ごみの管理・指導の徹底に取り組み、排出量の減量化・資源化に努めることにより廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

② 発生の抑制・再利用の推進

ア. 普及啓発冊子の充実や効果的な媒体の活用

ごみの減量化、リサイクル化を促進し、ごみの排出マナーの向上を図るため、市広報、啓発パンフレット、ホームページ等の充実を図るとともに、インターネット、ケーブルテレビなどを活用した情報発信に努める。また市民講座の活用によるごみの減量化の啓発を実施する。

イ. マイバッグ運動等の促進

「不要な物は買わない」「物を大切に使う」意識の啓発を図るとともに、使い捨てのレジ袋を削減するため買い物かご等を持参するマイバッグ運動の支援に努める。

ウ. マイ箸活用の促進

割りばしの減量化を目的として、マイ箸の利用促進を呼びかけるとともに、外食時の割りばしの拒否運動等の支援に努める。

エ. リサイクル教育の推進

環境教育の一環として、「環境フェア」等の子供から大人まであらゆる世代に応じたイベントやセミナー等を開催する。またストックヤードやごみ処理施設の見学会等を通じて、ごみ処理の現状や課題の周知、ごみ減量活動に対する啓発を図る。

オ. 集団回収の促進・拡充

新聞・雑誌、段ボール等の資源の集団回収を促進するため、小中学校PTA、児童クラブ等の資源再利用団体への奨励金制度を継続し、集団回収活動を支援するとともにごみの減量化を図る。

カ. 生ごみ自家処理機等の購入費助成

生ごみ処理機やコンポスト等の購入費補助金制度を継続実施して、補助金額についても情勢に応じて見直しを検討するなど生ごみの有効利用を促進させる。

キ. 不用品の再利用の促進

ストックヤードや市広報等を利用して不用品の再利用（リユース）を促進するため、「ゆずります・求めます」事業を継続実施して、不用品活用斡旋事業を推進する。

ク. 家庭用廃食用油の活用

家庭から出される廃食用油を回収しバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルし、車の燃料として使用することにより環境負荷の低減を図る。

ケ. 小型廃家電再資源化の促進

家庭から排出される小型廃家電を回収し、小型廃家電に含まれるレアメタル等の希少金属の再資源化を促進する。

コ. 資源ごみ回収の促進

市内4ヶ所に設置している、資源ごみの拠点回収ステーション（西地区コミュニティセンター、滑川市勤労者会館、滑川市ストックヤード、(株)公生社）を継続実施して、情勢に応じて回収品目等の見直しを検討するなど資源ごみ回収の促進を図る。

③減量化・資源化の現状

ア. 生活系ごみの処理体制

平成8年度から缶・びん、平成9年度からペットボトル、平成12年度から段ボール、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等の分別収集に取り組んでおり全量リサイクルされている。現在、家庭ごみは富山地区広域圏事務組合の処理施設において処理・処分されており、今後もこの体制を継続していく。

平成20年度には、じん芥処理場跡地にストックヤード（資源ごみ保管施設）を整備し、平成21年度から市内で収集した資源ごみの分別処理の実施や市民が直接持ち込む資源ごみの随時受け入れに対応している。また、家庭で不用になった持込再利用品の受付及び希望者への譲渡による再生利用の促進、環境教育の学習の場として活用し、ごみの減量化や資源化に努めている。またこれに合わせて市内のごみ収集体制を大幅見直し、資源ごみの町内ステーションでの収集回数月2回を月3回（新聞紙等1回、容器包装ごみ2回）に不燃ごみを月2回から月1回とし、不燃ごみの排出の抑制と資源ごみ排出への誘導を図り、市民の利便性を図るとともに資源ごみの分別の一層の推進を実施している。

平成23年度から資源ごみの拠点回収ステーションにおいて小型廃家電製品を資源ごみとして回収を開始した。現在、ストックヤードでは、廃食用油・古布・雑誌及びチラシ・新聞紙・紙パック・紙製容器包装・プラスチック製容器包装・ペットボトル・空びん・空き缶・段ボール紙・小型廃家電製品の12種類について、市民からの直接受け入れ及び収集した資源ごみの分別処理(中間処理)を実施し、排出ごみの減量化に取り組んでいる。

表-4 品目別資源ごみ量 (過去6年間)

(単位:t)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ビン	210.76	206.48	211.44	200.08	210.80	209.69
缶	105.86	108.79	104.20	109.89	112.13	110.00
ペットボトル	65.16	65.38	63.53	68.91	71.69	65.90
プラスチック製 容器包装	135.02	137.70	131.78	136.32	134.55	133.27
紙製容器包装	64.84	67.55	68.26	77.73	75.52	74.22
段ボール紙	259.77	256.09	244.19	271.03	258.72	266.08
紙パック	14.02	14.18	14.35	12.32	13.44	13.03
新聞	674.43	692.50	632.10	750.84	651.22	650.71
雑誌	347.35	345.78	316.71	463.98	432.98	424.32
古布	11.95	13.82	14.80	37.44	26.91	24.15
魚のあら(飼料)	148.70	120.60	115.80	111.80	113.00	101.60
食品(燃料・肥料)	—	—	0.12	46.83	116.97	114.88
樹木(燃料)	848.56	773.78	791.41	652.86	677.24	756.82
紙くず(紙原料)	—	—	36.45	35.52	42.69	39.13
廃食用油	—	—	1.16	4.20	4.62	5.05
小型廃家電製品	—	—	—	—	—	5.86
計	2,886.42	2,802.65	2,746.30	2,979.75	2,942.48	2,994.71

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、排出者において可能な限り分別の徹底を行い、資源化や再利用に取り組み減量化に努める。

ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物の処理・処分は、排出事業者の責任で適正に行わなければならない、現在適正に行われており、今後も同様とする。

エ. 今後の処理体制

容器包装廃棄物の分別収集と集団回収により、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの完全実施を継続していく。またストックヤードにおいて収集した資源ごみのリサイクルの推進を図るとともに、リサイクル品の展示及びリユースを実施することにより市民のリサイクルに対する意識の高揚を図る。

④その他の施策

ア. 再生品の利用促進

行政における再生品の利用を率先して行うとともに市民、事業者に対してグリーン購入、再生品利用についての普及啓発活動を通じて再生品の使用拡大を図る。エコマーク・グリーンマーク等の環境保全型商品、再生品の購入に関する情報を調査し、市広報やホームページ、ケーブルテレビ等を利用して情報提供するとともに詰め替え利用が可能な製品や耐久性の高い製品の購入を推進する。

また、ストックヤードでのリユースコーナーの設置やリサイクル等の学習の開催

など市民への啓発活動の推進を図る。

イ. 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）やパソコンリサイクル法に基づく、適切な回収・再商品化がなされるよう関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ. 事業所ごみ排出管理・指導の徹底

事業所が排出するごみを家庭ごみ用ステーションへ不適切に排出しないよう、また、分別を徹底しごみの減量化を図るよう事業所や一般廃棄物収集運搬許可業者に指導する。

エ. 不法投棄の防止

定期的に不法投棄のパトロールを実施するとともに、チラシ、広報誌等による啓発や啓発看板、監視カメラ等の設置により不法投棄の防止に努める。

2. 5 ごみの収集・運搬

①収集体制

町内会単位で設置するごみステーションに出されたごみを、ごみの種類毎（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）に曜日を決め、市が業務委託する業者が収集しています。

②運搬体制

ごみステーションで収集した可燃ごみは、富山地区広域圏クリーンセンターに、不燃ごみは、富山地区広域圏リサイクルセンターに運搬し、処理しています。

また、資源ごみについては、富山地区広域圏事務組合及び市が指定する再生工場等に搬入し、再生処理を行っています。なお、指定する再生工場については入札等を実施して決定しています。

事業系一般廃棄物は、排出事業者が収集運搬許可業者(13社)と契約し行っています。

③ごみの種類毎の収集・運搬体制

ごみの種類	収集区分	収集方式	収集回数	搬入先
燃やせるごみ (可燃ごみ)	委 託	・ステーション方式	週 2 回 (曜日指定)	富山地区広域圏クリーンセンター
燃やせないごみ (不燃ごみ)	委 託	・ステーション方式	月 1 回 (期日指定)	富山地区広域圏リサイクルセンター
ペットボトル	・委託 ・市民持込	・ステーション方式 ・拠点回収	月 2 回 (期日指定) 随時(ストックヤード稼働日) 週 2 回 (拠点ステーション稼働日)	富山地区広域圏が指定する再生工場
空きビン	・委託 ・市民持込	・ステーション方式 ・拠点回収	月 2 回 (期日指定) 随時(ストックヤード稼働日) 週 2 回 (拠点ステーション稼働日)	富山地区広域圏リサイクルセンター

空き缶	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 2 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	富山地区広域圏リサイクルセンター
段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 2 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	市が指定する再生工場
紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 2 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	市が指定する再生工場
紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 2 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	富山地区広域圏が指定する再生工場
プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 2 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	富山地区広域圏が指定する再生工場
新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 1 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	滑川市ストックヤード
雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 1 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	滑川市ストックヤード
古布	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション方式 ・拠点回収 	月 1 回（期日指定） 随時（ストックヤード稼働日） 週 2 回（拠点ステーション稼働日）	滑川市ストックヤード
廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> ・市民持込 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収 	随時（ストックヤード稼働日）、週 2 回（拠点ステーション稼働日）	市が指定する再生工場
家電リサイクル品	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収 	随時	指定引取場所

パソコンリサイクル品	・委託	・回収	随時	指定引取場所
使用済み小型家電製品・電子機器等	・市民持込	・拠点回収	随時（ストックヤード稼働日）、指定日（拠点ステーション稼働日）	市が指定する再生工場
大型金属類	・市民持込		随時（衛生センター稼働日）	滑川市衛生センター

④ 市民への周知について

年度当初にごみカレンダー及びごみの分け方・出し方を記載したチラシを各戸に配布し、ごみの分け方、出し方、収集日、ごみのリサイクル等の周知の徹底を図っています。また、ごみステーションの環境美化を推進するために、町内会が新規に設置するごみステーションに対して行う、ごみ集積場設置補助金制度を実施しています。

2. 6 ごみ処理及び処分

①ごみの種類毎の処理方法

○可燃ごみ …… 富山地区広域圏クリーンセンターで焼却処理を行っています。焼却灰については、平成 24 年度から民間最終処分場で埋め立て処分を行っています。

○不燃ごみ …… 富山地区広域圏リサイクルセンターで分別及び破碎処理を行い、埋め立てを必要とするものは、民間処分場に委託して埋め立て処分しています。分別で発生した可燃物は、富山地区広域圏クリーンセンターで焼却処理し、金属については、入札により業者を選定し、売却処理を行っています。

○資源ごみ …… びんについては、滑川市ストックヤードに運搬し一定量に達した時点で、富山地区広域圏リサイクルセンターへ色別に搬入し再生処理を行っています。

缶については、富山地区広域圏リサイクルセンターへ搬入し、鉄・アルミに分別処理して入札により業者を選定し、売却処理を行っています。

紙製容器包装、ペットボトルは滑川市ストックヤードに運搬して、富山地区広域圏が指定する業者へ搬入し、再生処理を行っています。

プラスチック製容器包装については、直接富山地区広域圏が指定する業者へ搬入し再生処理を行っています。

古布、新聞紙、雑誌、チラシについては、滑川市ストックヤードに運搬し、市が指定する業者が引き取りし再生処理しています。

紙パック、ダンボール紙は、市が指定する業者へ搬入し再生処理を行っています。

- 事業系ごみ … リサイクルができないものについて富山地区広域圏クリーンセンターで焼却処理を行っています。木くず、食品残さ、魚のあら、紙くずなどリサイクルできるものについては、市内、県内のリサイクル事業者を活用し、積極的にリサイクルに取り組んでいます。

②ごみ（中間）処理施設の概要（公共の施設）

○滑川市ストックヤード

滑川市高塚 20 番地 敷地面積

鉄筋コンクリート 2 階建て 延べ床面積 290.0 m²

処理室 4 区画、展示スペース、作業スペース、事務室

（運営：滑川市）

○富山地区広域圏クリーンセンター

立山町末三賀 103 番地 3 敷地面積 51,973.52 m²

鉄筋コンクリート 延べ床面積 48,478.04 m²

処理能力 810t/24h:タクマ式全連続炉 270t 3 基、灰溶融設備 70t 2 基、

発電設備 20,000 k w

ストックヤード 3,256.49 m²

（運営：富山地区広域圏事務組合）

○富山地区広域圏リサイクルセンター

富山市辰尾 170 番地 1 敷地面積 23,889.31 m²

鉄骨造外、延べ床面積 7,604.4 m²

処理能力 110.06t/5h:破砕設備、リサイクルプラザ、大型金属類資源化施設、缶分類施設、瓶分別施設

（運営：富山地区広域圏事務組合）

③市内民間のリサイクル施設の概要

○滑川市笠木 74-1

(株)金山産業リサイクルセンター笠木

一般廃棄物の種類：木くず 処分の方法：選別・破砕（燃料チップ化）

○滑川市荒俣 25

三友商事(株)

一般廃棄物の種類：動植物性残渣（魚のあら）

処分の方法：加熱・脱水・乾燥・粉碎（飼料原料化）

○滑川市栗山 3596

(株)公生社

一般廃棄物の種類：紙くず 処分の方法：破砕・選別（紙原料化）

木くず 処分の方法：破砕・選別（燃料チップ化+堆肥化）

廃食用油 処分の方法：BDF 燃料化

④最終処分場

可燃ごみの焼却灰等を埋め立てるために、市内荒俣地内に一般廃棄物の最終処分場を保有していたが、平成 18 年 3 月に廃止し、平成 23 年 3 月に施設を閉鎖したところです。

富山地区広域圏組合では、焼却灰等を富山市山本の最終処分場に搬入し、埋め立て処分を行っていたが、平成 24 年度から民間処分場に 2 ヶ所に委託して埋め立て処分しています。

今後の見込みとしては、最終処分量は平成 20 年度を境に増加傾向になっているが、滑川市の可燃ごみ排出量は、表－2 のとおり減少しています。今後は、焼却灰の熔融処理を促進し販路の拡大を図ることにより、埋め立て処分量の低減に取り組むこととしています。

平成 33 年度の埋め立て量（見込）については、表－3（平成 33 年度ごみ発生予測）を基に推計しています。

表－5 焼却灰等発生量及び今後の見込み

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 33 年度 (見込)
焼却灰量(t)	1,025	996	812	847	877	763	731
不燃物量(t)	230	190	179	162	156	155	153
埋め立て合 計量 (t)	1,255	1,186	991	1,009	1,033	918	884
滑川市の人 口 (人)	34,107	33,900	33,913	33,912	33,886	33,706	34,000
市民一人当 たり埋め立 て量(g)	36,796	34,985	29,222	29,753	30,485	27,236	26,000

2. 7 ごみ処理費用

過去6年間のごみ処理に係る費用は、表-6のとおりです。

表-6

(単位：千円)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
環境衛生費	環境衛生指導費	329	331	333	335	336	339
	環境フェア開催費	—	451	614	264	236	219
	環境美化促進事業費	3,542	4,108	2,993	3,742	5,362	5,094
	リサイクル推進事業費等	72,569	74,136	74,845	90,979	90,527	88,565
	小計	76,440	79,026	78,785	95,320	96,461	94,217
清掃費	富山地区広域圏ゴミ処理施設負担金	260,067	263,482	274,757	275,961	273,134	269,060
	ごみ収集委託費	144,436	146,082	144,974	148,578	145,480	145,616
	最終処分場管理運営費	3,426	3,472	2,968	2,329	1,096	1,047
	ストックヤード管理運営費等	—	—	60,047	6,056	3,917	4,579
	旧ごみ焼却場解体事業費	4,620	88,200	—	—	—	—
	小計	412,549	501,236	482,746	432,924	423,627	420,302
合計	488,989	580,262	561,531	528,244	520,088	514,519	

滑川市では経費の削減を図るため、早い時期から民間活用に取り組み、昭和47年には生活系ごみの収集について市内の民間会社に全面委託を行っています。また、平成14年11月からは、焼却場から発生するダイオキシン類の排出規制強化に伴い、可燃ごみの処理を富山地区広域圏事務組合の焼却施設で行い、広域処理に取り組み経費の節減に努めています。

富山地区広域圏ごみ処理施設負担金等は、主に、ごみ焼却施設整備の更新を実施した際に借り入れた起債の償還（約2億3千3百万円）に充てており、一連の起債の償還は平成27年度まではほぼ前年並みで、平成28年度からは半額となり、終了するのは平成32年度となっています。

第3章 生活排水処理基本計画

3.1 水環境に関する状況

本市を流域とする河川としては、早月川、上市川及び中川等の中小河川があり、それぞれ富山湾に流れています。

市では、公共用水域の水質保全と環境基準の達成状況を把握するため、河川については12河川19地点、海域については7地点合計26地点で定期的に水質調査を実施しています。

過去、生活様式の多様化に伴い市街地を中心とした中小河川で、生活雑排水が原因の水質汚濁による影響が見受けられたことから、公共下水道事業、農業集落排水事業の整備及び合併処理浄化槽設置整備補助金制度を設け、公共用水域の水質汚濁防止に努めています。

3.2 生活排水の処理計画

滑川公共下水道事業による平成23年度末整備済人口は20,043人で、下水道普及率は59.5%となっています。滑川公共下水道事業完了年度を平成32年度とし、最終年度の下水道計画人口を31,570人（北加積農集含む）とし、普及率を92.9%としています。本計画における平成33年度目標値については、この数値を基本とします。

3.3 生活排水処理の状況

滑川公共下水道事業は、昭和54年に下水道法の事業認可を受け事業に着手し、全体整備計画面積を1,283ha、整備計画人口を31,570人とし、平成32年度の事業完了を目標に鋭意事業を進めています。平成23年度末の下水道への接続状況は、6,034世帯（公共5,597+北加積農集437）、17,127人（公共15,684+北加積農集1,443）となっており下水道接続率は77.6%です。また、滑川市浄化センターの処理水量は2,268,127 m³/年です。

農業集落排水施設（早月川東部浄化センター、東加積浄化センター）、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び生し尿は滑川市衛生センターで処理しています。平成23年度末の処理量は、浄化槽汚泥6,673kl、生し尿1,932klで合計8,605klです。なお、平成23年度末各処理形態別内訳は表-7のとおりです。

表-7

	農業集落排水 (北加積を除く)	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	汲み取り	合計
世帯数	442	1,799	1,823	1,458	5,522
人口(人)	1,515	5,691	5,598	3,745	16,549

3.4 し尿処理施設の現状と今後

本市のし尿処理施設は、昭和36年度に計画処理量27kl/日の嫌気消化・散水ろ床方式施設を高塚地内に建設しました。その後、昭和48年度に第1消化槽の増設工事を行い、2次処理工程を活性汚泥方式に改良し、処理能力を33kl/日としました。

施設は稼働開始以後 50 年、改造後 38 年が経過し、施設が老朽化してきたことから、施設の更新の検討を行ったところであります。

その結果、市が単独で施設を更新することは経済的に不利との結論となり、新たに平成 21 年 4 月に富山地域衛生組合に加入し、平成 26 年 4 月を目途に同組合が設置する中部衛生センター（上市町）の施設で処理する予定とし、市のし尿処理施設は閉鎖することとしています。

現在、組合の施設は、既存施設の改良後処理量が 60k1/日、新設施設（汚泥堆肥化施設）が 50k1/日の処理量合計 110k1/日の施設として整備が進められています。

3. 5 生活排水の処理形態別内訳（下水道事業計画より）

平成 23 年度（実績値）及び下水道事業完了年度の平成 32 年度（計画値）の生活排水処理形態別の人口は、表－8 のとおりです。

表－8

（単位：人）

	平成 32 年度計画 区域内人口	平成 23 年度 実績値	実績値との 比較
市全体人口	34,000	33,706	100.9%
水洗化・生活雑排水処理人口	34,000	24,333	139.7%
公共下水道人口（北加積含む）	31,570	17,127	184.3%
農業集落排水処理人口	1,820	1,515	120.1%
コミュニティ・プラント人口	0	0	0%
合併処理浄化槽人口	580	5,691	10.2%
水洗化・生活雑排水未処理人口	0	5,598	
単独処理浄化槽人口	0	5,598	
非水洗化人口	0	3,745	
汲み取り人口	0	3,745	
自家処理人口	0	0	
その他（上市町で処理）	30	30	

3. 6 生し尿・浄化槽汚泥の収集体制及び発生量

①収集体制

生し尿については、市内業者 1 社に収集・運搬を業務委託して実施しています。収集運搬車を 4 台保有し、収集・運搬業務の効率化を図るため、生し尿と浄化槽汚泥を混載してし尿処理場に搬入しています。公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄

化槽の整備の進展により、発生量は年々減少しています。

浄化槽汚泥の収集・運搬は、3業者に許可をしているが、公共下水道の整備の進展により、収集量は減少しています。平成23年度の生し尿、浄化槽汚泥の処理人口は、表-9のとおりです。

表-9 処理人口

種類	区分	処理人口 (平成23年度末)	処理施設名
生し尿	委託	3,745人	滑川市衛生センター (し尿処理施設)
浄化槽汚泥	許可	12,804人	

②発生量

過去6年間の生し尿、浄化槽汚泥の発生量は、表-10のとおりです。

表-10 生し尿・浄化槽汚泥発生量 (単位：kl)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生し尿	2,935	2,609	2,428	2,242	2,088	1,932
浄化槽汚泥	7,319	7,608	7,084	6,806	6,722	6,673
年間処理量	10,254	10,217	9,512	9,048	8,810	8,605
脱水汚泥量(t)	294	258	268	263	219	222

3.7 生し尿・浄化槽汚泥処理施設

①現有施設の状況

- ・施設名称：滑川市衛生センター（し尿処理場）
- ・所在地：滑川市高塚20番地
- ・処理方法：嫌気性消化・活性汚泥法処理方式

発生したメタンガスは、脱硫等処理を行い消化槽の保温用熱源として使用

- ・処理能力：33kl/日 竣工：昭和36年度、改造昭和48年度
- ・施設から発生する汚泥の処理

施設から発生する汚泥については、施設内で遠心分離機により脱水し、脱水汚泥としています。脱水汚泥は、市内民間業者に運搬業務を委託し、新潟県にあるセメント会社へ搬入し、セメント原料の一部としてリサイクル処理を行っています。

この施設の稼働は、富山地域衛生組合が新施設の増設工事及び既存施設の改良工事が完成した時点（平成26年4月予定）で稼働を停止し、以後は富山地域衛生組合の施設で処理を行います。

- ・し渣処分方法：場外搬出し、焼却後焼却灰埋め立て処分
- ・希釈水 20倍
- ・処理水（放流水）： 赤川から富山湾へ

・放流水の水質

項 目	基準値	計画値
PH	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	30 mg/ℓ以下	30 mg/ℓ以下
SS (mg/ℓ)	70 mg/ℓ以下	70 mg/ℓ以下
大腸菌群 (個/cm ³)	3,000 個/cm ³ 以下	3,000 個/cm ³ 以下

なお、施設の運営・管理業務は、市内の業者に委託しています。

② 富山地域衛生組合の施設の状況

- ・施設名称：中部衛生センター
- ・所在地：上市町稗田1番地
- ・処理方法：標準脱窒素処理方式
- ・処理能力（改良後、新設施設含む）：110kℓ（既設改良60kℓ+新設50kℓ）
- ・汚泥処理：汚泥は脱水処理後、火力乾燥し、全量肥料化 生産予定数量：375t
- ・し渣処分方法：場外搬出し、焼却後焼却灰埋め立て処分
- ・希釈水：3.8倍
- ・放流水：中新川広域行政事務組合の下水道に放流 放流量：300 m³/日以内

この施設は、富山地域衛生組合が直営し、施設の新設及び改造は平成25年度の完成を目指しているところであり、平成25年10月から予定している試運転に合わせて滑川市から発生する生し尿、浄化槽汚泥を処理する予定としています。施設で発生する汚泥は、脱水処理後火力乾燥し全量肥料化することとしており、自然循環に配慮した施設としています。また、汚泥を分離した2次処理水については、希釈し中新川広域行政事務組合の公共下水道に放流し、水処理に関しての負担も軽減できるよう配慮した施設としています。

3. 8 生活排水処理の目標

①生活排水処理人口の現状と目標

目標値の算定に当たっては、滑川公共下水道事業計画の最終年度である平成32年度の計画人口を基に、平成33年度の処理区域内人口を算定しています。水洗化人口については、公共下水道の整備が完了したからと言って、今日の経済情勢及び社会情勢を考慮すると急速に下水道への接続率が上昇することは困難と予測されます。

このため、平成33年度の水洗化人口の算定に当たっては、富山地域衛生組合の計画及び滑川公共下水道事業計画を踏まえて、水洗化人口を算定しました。

過去6年間の下水道区域内人口及び水洗化人口の実績及び目標年度である平成33年度の見込み人口は表-11のとおりです。

表-11

(単位：人)

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 33 年度 (見込)
総人口	34,107	33,900	33,913	33,912	33,886	33,706	34,000
処理区域内人口 (公共+特環+ 北加積)①	18,307	19,376	20,186	21,073	21,776	22,060	31,570
水洗化済(公共 +特環+北加 積)人口②	13,167	13,776	14,926	15,679	16,614	17,127	25,500
接続率②/①	71.9%	71.1%	73.9%	74.4%	76.3%	77.6%	80.8%

②目標年次の生活排水処理形態別人口

平成 23 年度の生活排水処理形態別人口及び目標年度である平成 33 年度の計画人口は表-12 のとおりです。

表-12

(単位：人)

項 目	平成 23 年度 実績 A	平成 32 年度 計画区域内人口 (下水道計画)	平成 33 年度 計画人口 B	備 考 (1-B/A)×100	
下 水 道 計 画 区 域	①下水道(北加積農集含む) 人口	17,127	31,570	25,500	48.9%
	②合併処理浄化槽人口	5,328	0	3,090	▲42.0%
	③単独処理浄化槽人口	5,008	0	2,080	▲58.5%
	④汲み取り人口	3,140	0	900	▲71.3%
下 水 道 計 画 区 域 外	⑤農業集落排水人口	1,515	1,820	1,670	10.2%
	⑥合併処理浄化槽人口	363	580	460	26.7%
	⑦単独処理浄化槽人口	590	0	170	▲71.2%
	⑧汲み取り人口	605	0	100	▲83.5%
	⑨その他(上市町で処理)	30	30	30	0%
⑩合 計	33,706	34,000	34,000		

現在の生活排水処理率 = (①+②+⑤+⑥+⑨) / ⑩は 72.3%であるが、これを 90.4%まで改善することを目標とする。

③生し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

表-12 に示したとおり、生し尿については今後も公共下水道や合併処理浄化槽の整備の進展により、発生量は年々減少すると予測されます。平成 33 年度の発生量は、平成 23 年度 1,932k1 に比べ 72.0%減少し 540k1 に、浄化槽汚泥については農業集落排水施設があることから、生し尿と比較して減少率は少なく、平成 23 年度浄化槽汚泥発生量 6,673k1 に比べ 44.0%減の 3,740k1 になるものと見込まれます。よって、平成 33 年度の生し尿・浄化槽汚泥の発生量合計量は、表-13 のとおりで年間 4,280k1 ≒ 日量 11.7k1 を見込みます。生し尿と浄化槽汚泥の割合は、平成 23 年度生し尿 22.6%が平成 33 年度 12.6%を見込みます。

表-13

項目	平成 23 年度 人口 (人)	同左発生量 (k1)	同左日量 (k1)	平成 33 年度 人口 (人)	同左発生見 込み量 (k1)	同左日量 (k1)
生し尿	3,745	1,932	5.3	1,000	540	1.5
浄化槽汚泥	12,804	6,673	18.3	7,470	3,740	10.2
計	16,549	8,605	23.6	8,470	4,280	11.7
公共下水道	17,127	2,268,127	6,214.0	25,50	3,381,000	9,263

3.9 効率的な収集運搬計画

生し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込みは、下水道の整備に伴い年々減少します。また、平成 26 年度からは、富山地域衛生組合の中部衛生センター(上市町)の処理場で処理することから、運搬距離が伸び、運搬経費の増加が見込まれますが、生し尿・浄化槽汚泥の混載の実施や大型車両を導入し積み替えの実施することにより、より効率的な運搬に努めます。

3.10 資源化計画及び最終処分計画

汚泥処理について、滑川市衛生センターでは、新潟県のセメント工場でリサイクル処理していたが、中部衛生センターでは、汚泥は脱水・乾燥後、全量堆肥化して農地還元を目指します。

し渣(ごみ等の夾雑物)については、場外搬出のうえ焼却処分し、灰分等は民間の最終処分場で埋立処理する予定です。

3. 11 し尿等の処理費用

(単位：千円)

事業名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
清掃費	衛生センター管理運営費	2,108	2,081	2,000	989	818	798
	し尿収集委託費	53,301	53,334	53,254	53,589	53,454	53,410
	し尿処理場管理運営費	32,802	28,198	23,253	22,571	19,662	20,520
	富山地域衛生組合負担金	—	—	7,318	275,961	22,165	48,836
計		88,211	83,613	85,825	353,110	96,099	123,564

現有の処理施設は、昭和36年度に建設し、昭和48年度に増設工事を行い今日に至っており、昭和43年度から収集運搬業務について民間委託を実施し、し尿処理場の運営についても昭和50年度から民間委託を実施、平成9年度からは施設管理のすべてを委託しており、経費の節減に努めてきたところです。

施設の老朽化に伴い、施設の更新が必要となっていますが、本市では、施設の更新を行わず、平成21年に富山地域衛生組合に加入し、平成26年度から同組合が建設整備している施設を使用する予定としています。このため、平成23年度から施設整備費が加わり、概算額として償還経費年間約23,000千円、収集委託費53,000千円、処理場の運転経費66,000千円の合計で約142,000千円が償還期間中（12年間）は見込まれます。